

令和4年度第1回

堺市景観審議会

日時 令和4年 5 月 1 3 日 (金)
午前10時00分

場所 堺市役所 本館地下1階 多目的室

都市景観室

堺市景観審議会

○出席委員（8名）

会 長 下 村 泰 彦
委 員 花 田 眞理子
委 員 沼 田 亘
委 員 西 川 知 己

副会長 中 嶋 節 子
委 員 林 倫 子
委 員 天 野 隆 次
委 員 広 田 新 一

○案件

会長及び副会長の選出について

○報告事項

堺市景観計画の改定について

(午前10時00分開会)

○事務局

定刻になりましたので、ただいまから、令和4年度第1回堺市景観審議会を開催させていただきます。本日の司会を務めます、都市景観室主幹の花田と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、当審議会の委員委嘱後、初めての審議会でございますので、改めまして委員のご紹介をさせていただきます。

大阪公立大学大学院教授の下村委員でございます。

○下村委員

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

京都大学大学院教授の中嶋委員でございます。

○中嶋委員

中嶋でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

大阪産業大学教授の花田委員でございます。

○花田委員

花田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

関西大学准教授の林委員でございます。

○林委員

林です。よろしくお願いいたします。

○事務局

公益社団法人大阪府建築士会常任理事の沼田委員でございます。

○沼田委員

沼田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

堺市自治連合協議会副会長兼書記の天野委員でございます。

○天野委員

天野です。よろしくお願いいたします。

○事務局

堺市議会議員の西川委員でございます。

○西川委員

よろしくお願いいたします。

○事務局

堺市議会議員の広田委員でございます。

○広田委員

広田です。よろしくお願いいたします。

○事務局

本日、京都産業大学教授の太田委員、和歌山大学教授の宮川委員、大阪広告美術協同組合理事長の松本委員、大阪府警察堺市警察部総務課長、西川委員につきましては、所用のため欠席する旨のご連絡をいただいております。

なお、本日ご出席いただいております委員は定足数に達しておりますので、ご報告申し上げます。

また、本審議会の会議については、公開することになっております。会議の記録のため、事務局で必要に応じ、写真撮影、録画、録音等をいたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の資料が5枚ありますので、確認させていただきます。

1枚目が、会議の次第。

2枚目が、配席図。

3枚目が、堺市景観審議会委員名簿。

4枚目が、資料1の堺市景観計画の概要。

5枚目が、資料2の堺市景観計画の改定についてです。

不足の資料はございませんでしょうか。

では、次第に沿って進めさせていただきます。本日は、委員委嘱後初めての審議会でございますので、会長、副会長の選出をしていただきます。

本件につきましては、堺市景観審議会規則第2条第1項により、委員の互選によることとなっております。会長の選出について、どなたか、ご意見ございませんでしょうか。

林委員。

○林委員

これまで副会長をしていただいていた下村委員にお願いしてはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局

ほかに、ご意見もございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○事務局

では、下村委員に会長をお願いすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局

それでは、下村委員に会長をお願いいたします。以後の議事進行は会長をお願いしたいと思います。

(会長席、ネームプレートの設置)

(下村会長、会長席に移動)

○下村会長

おはようございます。皆様のご推挙によりまして会長の任を務めさせていただくことになりました、大阪公立大学の下村でございます。元大阪府立大学でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず初めに、副会長の選出について、お諮りさせていただきたいと思います。副会長の選出につきましては、堺市景観審議会規則第2条第1項によりまして、委員の互選によるということになってございますが、何かご意見ございますでしょうか。

もし、ご意見がないようでしたら、中嶋委員をお願いしたいと思っておりますが、皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○下村会長

中嶋先生、よろしくをお願いしたいと思います。

(副会長席、ネームプレートの設置)

(中嶋副会長、副会長席に移動)

○下村会長

それでは、ここで、一言挨拶させていただきます。

私の所属しております大阪公立大学の中百舌鳥キャンパス、大阪府立大学でございますが、この堺市に位置しておりまして、堺市のことというのは、随分昔から存じ上げている次第なんです。特に堺市というのは、大阪府の南部地域におきまして、堺や岸和田や泉佐野やという、海から市街地があつて丘陵地並びに山手のほうまで、地形構造に大きく分類されるような市街地構成をしておりまして、もちろん自然地域も多く残る地域でございます。その場所場所に応じた景観行政を行っていくということで、堺は非常に、海から山までの地域特性に応じた景観形成に取り組んできておるわけです。私も、堺市の景観行政には古くから随分長くお手伝いさせていただいています。

それと最近では、ご承知のとおり、世界遺産登録がなされ、さらに文化面や観光面、あと、歴史的資産を活かしていくためにどういった景観行政を行うべきかということをお慮しながら、アドバイザー制度を用いたり、検証制度を用いたりし、堺の景観を新たに生み出したり、保全したりというふうな動きをずっとお手伝いしてきてまいりました。

そういう背景の中で、本日、皆様に中身を検討、審議していただくことになろうかと思う

んですが、景観計画を10年スパンぐらいで見直していく取組になっており、新たな景観形成に向けて、今回ご提案のある内容につきまして、皆様、ご審議といいますか、ご検討いただいて、フィックスするような形になっていくことかと認識しております。

したがいまして、皆様から、気になるところ、疑問に思うところ、どうぞ忌憚のないご意見を頂戴して、新たにいいものとして改定していければと願っております。どうぞ、ご協力よろしくお願いいたします。

じゃあ、副会長の中嶋委員のほうから、一言いただきたいと思います。

○中嶋副会長

副会長を務めさせていただきます、京都大学の中嶋と申します。よろしくお願いいたします。

私、10年程、大阪市立大学のほうに勤めておりまして、ちょっと大和川の北側でおりましたので、こちらのところもよく訪れさせていただいております。また、私、専門が、都市の歴史と建築の歴史を専門にしております。そのため、堺市さんは古代から現代まで様々な歴史、長い歴史軸の中で、すばらしい景観を保っていられています。また、山から下りて、多様な景観軸というのを持っていらっしゃるというのも大きな魅力かなというふうに思っております。下村先生のご専門が緑となりますので、私はどちらかというと、建築とか歴史的な都市ということになりますので、皆さんと一緒に考えさせていただければと思います。いろいろこれから勉強をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○下村会長

それでは、議事次第に入っていこうかと思うんですが、まず、本日の会議録の署名人につきましては、林委員並びに西川委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項について、次第に基づきまして事務局よりお願いしたいと思います。

○事務局

それでは、次第3、「堺市景観計画の改定について」をご説明いたします。お手元の資料内容についてスライドにてご説明いたしますので、スクリーンをご覧ください。

現行の堺市景観計画については、平成23年度の策定から10年が経過しており、社会情勢の変化や堺市上位計画の更新など、これらの変化へ対応した景観計画の改定が必要であると考えております。

現行の景観計画についてと、その取組成果と課題をご説明した後、改定に当たっての目的や視点などについてご説明し、最後にスケジュールをお示しいたします。

それでは、現行の景観計画についてご説明いたします。

現行の景観計画は、景観形成の意義を「潤いある豊かな生活環境の実現」「堺の豊かな歴史文化を活かした都市イメージの構築」「人々の交流の活性化とまちの活力の創出」とし、

「関西を代表する都市・堺のブランド形成」と「堺の都市再生と魅力ある景観づくり」を目指して平成23年6月に策定しております。

理念を「一共に守り、育み、創造する景観文化—古代から未来へ 輝くまち・堺」とし、基本方針は、地域にある堺らしい景観を活かし、「“堺で暮らす” 魅力を高める」「“堺文化”の個性を守り育む」「活力ある“まちの顔”をつくる」としています。

地域にある堺らしい景観についてですが、「自然景観」「歴史・文化景観」「市街地景観」という堺市の景観特性の観点から、本市の景観は、大きく7つの特徴ある地域に区分することができます。

地域ごとに景観特性を把握し、景観形成の方針を示しています。

堺東駅・堺駅周辺を中心として位置している「都心・周辺市街地景観」は、明治31年に現在の堺東駅が開業して以来、本市の中心街として発展してきた地域です。百舌鳥古墳群の周囲等で鉄道の開通に伴う住宅地開発が進められました。堺東駅と堺駅を結ぶ大小路筋や堺旧港などが位置し、本市の都市イメージを代表する地域です。

方針は、「古代から未来へ、風格とにぎわいある堺を代表する景観の継承と創造」としています。

都心・周辺市街地の南側を囲むように位置している「近郊市街地景観」は、ところどころに田園景観が残されており、戦前に浜寺一帯が海浜別荘地として開発され、現在もその周辺は良好な住環境が維持されています。また、戦後には公的住宅の整備や土地区画整理事業が早い時期から進められた地域です。

方針は、「暮らしの中で歴史・文化、自然が織りなす多彩な景観の保全と創造」としています。

北野田・美原付近に位置している「郊外市街地景観」についてですが、北野田駅周辺は、古くは田園地帯で、北野田駅開設後は大美野などで郊外住宅地開発が行われました。美原区域は、東除川、西除川に沿って農耕地が開け、幹線道路の整備に伴い、市街化が進んでいる地域です。

方針は、「緑豊かな郊外住宅地景観及び田園と調和した集落地景観の保全」としています。

泉大津美原線と泉北ニュータウンとの間に位置している「田園景観」は、地域の大半が市街化調整区域で、丘陵地の裾野に広がる自然豊かな田園景観が魅力の地域です。

方針は、「丘陵地に沿ってなだらかに広がる田園景観の保全」としています。

「丘陵市街地景観」は、泉北ニュータウンとその谷合いからなる地域です。泉北ニュータウンは、既存の樹林やため池を残すなど自然の地形を生かしつつ、景観に配慮しながら整備された大規模な計画的市街地です。谷合いの地域には、石津川や和田川に沿って、丘陵地の斜面林、棚田、段々畑などの里山景観が残っています。

方針は、「活力を感じる景観形成と緑豊かな郊外住宅地景観及び周辺の自然、田園景観の

保全」としています。

南部丘陵に位置している「丘陵地景観」は、シリブカガシなどの常緑高木に加え、コナラなどの落葉樹林が植生し、河川、ため池なども自然に近い状態で残るなど、農業・酪農生産の場所と一体となって四季に美しい自然環境が維持されており、本市を代表する自然景観の地域です。

方針は、「多様な自然と人の営みが一体となった丘陵地景観の保全」としています。

臨海部に位置している「臨海市街地景観」は、新しい生産拠点としての再生が進み、雄大な海辺景観と工場が集積した産業景観とが合わさったダイナミックな景観が見られる地域です。

方針は、「産業と環境が共生する躍動感ある臨海部の景観形成」としています。

これらの景観形成方針にのっとり、素晴らしい景観形成を実現していくには、市民、事業者、行政のそれぞれが各自の役割を果たし、協働しながら、まちづくりを進めていくことが必要です。

そこで、景観形成推進の基本的な考え方として3つの取組レベルを設定し、分けて示しています。①、「全市レベル」で景観形成の底上げを図り、②、「地域・地区レベル」で重点的に景観形成を図る地域での先導的な景観形成・誘導を図り、③、「コミュニティレベル」で住民主体の景観形成を推進します。

次に、具体的な取組施策について、ご説明いたします。

「全市レベル」での取組の大規模建築物等の届出制度についてです。

市域全域を対象に、大規模の建築物や工作物の新築、増築、色彩の変更などの行為に対して届出制度を実施しています。対象となる規模は、建築物については、高さが15メートルまたは地上6階以上または延べ面積が3,000平米を超えるもの、工作物については、高さが15メートルを超える鉄塔などが対象となります。

これらは、建築物の外壁のベースカラーについての色彩基準や、サブカラー、アクセントカラーの面積範囲などを設けています。ベースカラーの色の明るさを表す明度は、どの色相も6以上、色の鮮やかさを表す彩度は、YR系であれば4以下、R系やY系であれば3以下、それ以外の色相であれば2以下としています。色彩チャートを見ていただくと、縦軸が明度なんですけど、明度が高いと白色に近づき、横軸が彩度になるんですけども、これが高いと鮮やかになることが分かります。赤枠で囲った色が、基準に収まっている色です。大規模建築物等では、暗い色や鮮やかな色は、ベースカラーとしては使えないことにしています。

続きまして、同じく「全市レベル」の取組である、屋外広告物の許可制度についてです。

屋外広告物については、市域全域を土地利用に応じた許可区域に区分し、広告物の大きさや高さなどを制限しています。例えば住居系の用途地域については、第1種許可区域とし、広告塔の高さは10メートルまでとなります。商業系・工業系の用途地域については、第2

種許可区域とし、広告塔の高さは15メートルまでとなります。

屋外広告物の掲出にあたっては、許可制度を設け、許可区域に応じた基準に沿った広告物となるよう誘導しています。特に、一の建築物または一の掲出物における表示面積の合計が40平米を超える大規模広告物については、表示または設置しようとする場合、許可申請に先立ち、事前協議を求めています。事前協議では、周辺景観との調和や広告物の統一感を図るなどの観点から指導するとともに、景観アドバイザーの助言も聞きながら協議を行っております。

続きまして、「地域・地区レベル」における取組の景観地区での認定申請制度についてです。

平成28年1月に、百舌鳥古墳群の周辺、実線で囲った範囲になります、ここを景観地区に指定し、建築物に対して形態意匠の制限を定め、認定申請制度を実施しています。

対象規模はエリアで異なります。実線で囲った範囲については、中規模以上の建築物を対象にしています。一方、古墳により近い点線で囲った範囲については、全ての建築物を対象にしています。

基準については、先ほどの全市レベル同様、建築物の外壁のベースカラーとして使用できる色彩について色彩基準を設けています。大規模建築物については、全市レベルと同様の基準ですが、小規模、中規模の建築物については、彩度だけの基準を設けています。彩度だけの基準ですので、この大規模建築物よりも暗い色を使用することができます。これは百舌鳥古墳群の墳丘や堤の緑豊かな環境と調和するようという観点で設定しています。

次も、「地域・地区レベル」での取組、堺環濠都市地域についてです。

堺環濠都市地域は、江戸期に形成された碁盤目状の町割り、土居川・内川が当時の環濠都市の面影を残している貴重な地域です。特に北部は、重要文化財の山口家住宅をはじめ、町家や寺社などの歴史的建造物が多く残されています。

このエリアでは、歴史文化資源や歴史的まちなみと調和したにぎわいの創出による魅力と活力ある景観形成を進めるため、住宅等の修景補助事業など、市民・事業者と行政との協働の下、取り組んでいます。

その一方で、都心の骨格軸を形成する大道筋や大小路筋、フェニックス通りの沿道を中心として、高度利用による商業・業務施設などが立地し、重層的な景観が形成されています。

以上、現行の景観計画について、概要を説明いたしました。

続きまして、これまでの取組成果と課題について、ご説明いたします。

「全市レベル」の取組としまして、1つ目、大規模建築物等の届出です。毎年70件前後の届出件数があります。

2つ目については、大規模屋外広告物の事前協議です。大規模の屋外広告物は事前協議が必須となっており、毎年30件前後の協議件数があります。

地域・地区レベルの取組としまして、百舌鳥古墳群周辺地域での成果を示しております。

1つ目が、景観地区の認定申請です。毎年60件前後の申請件数があります。

2つ目が、屋外広告物の適正化です。平成28年度から令和3年度の6年間、既存不適格広告物の撤去に対する補助金制度を実施してきました。自費での改修も含めると合計87件の案件について適正化を図ることができました。

次に、大規模建築物等の届出、景観地区の認定申請についても事前協議を行っており、その協議結果を示した表になります。市の意見に基づいて計画を変更したか、そのままの計画としたか、その結果で分類しています。

上の表は、大規模建築物等での協議結果です。事前協議では毎年30%前後の物件に対して意見を伝えております。意見を聞き入れていただいたのは、令和元年度80%、2年度76%、3年度60%でした。

下の表は、景観地区での協議結果です。こちらも毎年30%前後の物件に対して意見を伝えております。意見を聞き入れていただいたのは、令和元年度71%、2年度72%、3年度37%でした。

意見としては、色彩に対する意見や通り景観への配慮ということで、植栽や、ごみ箱等に対する意見が多く、色彩に対する意見については、計画を変更されない案件が多い傾向にあります。

続いて、大規模広告物での協議結果です。事前協議では毎年70%前後の物件に対して意見を伝えております。意見を聞き入れていただいたのは、令和元年度48%、2年度65%、3年度65%でした。

意見としては、広告物の大きさや掲示個数に対する意見が多く、色彩に対する意見については、計画を変更されない案件が多い傾向にあります。

次に、現在の取組における課題について、ご説明いたします。

1つ目は、景観施策の運用開始時は想定していなかった、技術的な進歩やデザインのトレンド等への対応です。

これは、例えば外壁を複数色で塗り分け、1枚のデザイン壁のように見せるものや、ルーバーによるデザイン、内窓に掲示した広告物といった、運用開始時は想定していなかった事例に対する対応の検討や、大規模な店舗やマンション等と、そこに掲示される屋外広告物とのデザインに共通性がないものが多々あり、その対応の検討などが必要ではないかというものです。

2つ目は、状況の変化への対応です。

これは、令和元年度に世界遺産登録された百舌鳥古墳群周辺地域をはじめ、現行の計画策定後から大きく変容した地域及び変容する見込みのある地域については、再度、景観形成の方針を確認する必要があるのではないかというものです。

以上を踏まえまして、景観計画改定の方針について、ご説明いたします。

改定の目的ですが、現行の景観計画は策定から10年が経過しており、その間、社会情勢は変化し、また、上位計画・関連計画が更新され、新たな方針などが示されています。また、建物技術や、建材も多様化し、より高度で複雑なデザインのもので造られるようになってきていることなどから、これらの変化に対応し、堺市景観計画を改定することを目的とします。現行計画の構成を大きく変えるというよりは、現状に合わせた見直しを主であると想定しています。

改定に当たっての視点について、ご説明いたします。大きく3点ございます。

1点目は、上位計画・関連計画等との整合です。

現行の景観計画策定後に、本市の取り組むべき方針を示した堺市基本計画や、SDGs未来都市計画など、本市の都市像の基本となる計画や関連計画が相次いで策定されていることを受けて、堺らしい景観形成に向けた方針の見直しにあたって、これらの計画を整理します。

2点目は、堺市の現状の把握です。観点は3つあります。

1つ目は、これまで景観施策を実施してきた現状の把握です。平成28年度から、全市域の大規模建築物等に対して景観誘導を、古墳周辺に景観地区を設定し、建築物等に対して基準を設け、景観誘導を図ってきました。これら施策の効果を検証することで、施策の見直し等につなげます。

2つ目は、市民意識の把握です。景観計画は、景観形成の理念や、その方針を示し、めざすべき町の景観の姿を、市民、事業者、行政が共有するとともに、その実現に向けた景観施策の枠組みを描いた計画です。景観まちづくりを実現していく上では、市民、事業者、行政それぞれが役割を認識し、協働による取組を進めることが必要であることから、市民、事業者を対象にした意識調査を実施します。

3つ目は、本市の景観特性の現状の把握です。

まず、重点的に景観を図る2地域について、現状を把握します。百舌鳥古墳群周辺地域は、令和元年度に世界遺産に登録されました。登録後は、ビジターセンターの開設や博物館のリニューアルなど、このエリアの魅力を高める施設の整備がなされ、市の方針としても、市民や来訪者をもてなす拠点として位置づけられています。

堺環濠都市地域は、環濠都市の面影を残している貴重な地域で、このエリアも百舌鳥古墳群周辺地域同様、市民や来訪者をもてなす拠点として位置づけられています。また、現行計画では、全市域を特徴ある7つのエリアに区分していますが、改定にあたっては、現行計画策定後に大きく変容した地域や今後変容する見込みのある地域を対象に、現状を把握し、見直しにつなげます。

改定の視点3点目は、景観分野を巡る最新動向の把握です。

時代の変化への対応については、メディアファサードやプロジェクションマッピングなど、

景観計画策定時にはなかった新技術への対応について、また、デジタルサイネージや屋内から表示する広告物など多様な広告媒体への対応、公共施設を活用した公共的広告物の在り方についても検討します。

新たな視点からの検討については、夜間景観の創出などの新たな視点による基準について検討します。また、現状、別々の基準に基づいて指導している建築物と広告物は、各々がそれぞれ景観に影響を与えるというよりは、広告物が掲示されている建築物として一体的に影響を与えているため、総合的な対応が必要ではないかということで検討いたします。

最後に、今後のスケジュールについて、ご説明します。

今回、「堺市景観計画の改定について」ということで報告させていただきましたが、今後、公募プロポーザルの手続を行い、令和4年から5年度までの2か年にて改定業務の手続を進めていく予定としています。改定の方向性についてまとめた段階で、またこの場で説明させていただきます。予定では、早ければ今年度末もしくは来年度初め頃となっています。その後、改定素案及び改定案を報告させていただいた後、パブリックコメントを実施し、改定案について諮問いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○下村会長

堺市景観計画の改定をこれから行っていく上で、今までの取組の現状並びに現行の計画の状況、これらについて説明いただきました。具体的に課題整理のところまでご紹介されていて、ここ10年の取組の実況であるとか社会情勢が変わってきている中でいかに改定していけばいいのかというところが、スケジュールで言いますと、今年はあと1回ぐらいやるんですかね、会議。

○事務局

早ければ今年度末です。

○下村会長

今年度、はい。という形で、改定の方向性は示されるということでございます。

したがいまして、今までの事務局がご理解されている、ここ10年間の取組の実績並びに課題整理、これらをご紹介されましたので、この辺りで何か、ご質問やご意見等をいただけますと、次への改定に向けての方向性を示していくことになろうかと思っておりますので、その辺りで何か委員の皆様から、ご意見をいただけたらと思っております。いかがでしょうか。

○西川委員

議会で少し質疑になってきたもので不適格広告物の件があります。今、是正をしてきた実績のお示しはありましたが、堺市全体でどれぐらいあるのかというのがちょっと分からないので、そちらを教えてくださいたいです。

あと、日本全国で言われているもので、防災にも関係してくるんですが、無電柱化も、古

墳の地域であるとか、そういった歴史街道みたいなところは、どんどん無電柱化が進んでいると思いますが、この計画には無電柱化は全く関わってこないのか。ただ、景観という限りには、そちらも少し一緒に考えていく必要があるのではないかなど、ちょっと感じたところでございます。

○下村会長

2件あって、1つは不適合の話と、もう一つは無電柱化の話でございます。これは、景観行政もそうですが、道路行政と、あと、関電さんのご協力がないとなかなかできないということもお聞きしております。こういう計画ですので、実際どれをするということではないんですが、例えば歴史的なまちなみとか景観行政の中で無電柱化というところは、この計画の次に出てくる具体的な事業の内容になるかとは思っています。

○都市景観室長（池田）

不適合の件数は、もともと大体100件ぐらい残っておりましたが、87件適正化することができましたので、残りはあと20件ぐらいということになります。

無電柱化についてですけれども、景観計画のほうに取り組んでいくというよりも、また別途、ビジョンのほうを作っているところもありますので、そちらのほうで都市景観の創出についての魅力向上のために、無電柱化とか、例えば道路の美装化とかについても検討をしながら、歴史的なまちなみの形成を一体的にやっっていこうと考えております。

○下村会長

不適合広告物については、やはり強制執行するという難しさと、不適合というところで、面積要件なのか、設置場所の問題なのか、様々な不適合と同時に、最近よく聞くのは、落下の問題とか、つなぎ目が老朽化して、ねじが取れたりとか。先ほど防災の話も少しありましたが、安全・安心な建物際もしくは歩行環境、こういったところにも着目する必要があるかというふうに思いますので、これは積極的に進めていただく必要が私もあるかというふうに思います。1つは、景観で縛るということもそうなんですが、景観だけではなかなか縛り切れない部分もあるかと思っておりますので、総合的に取り組んでいく必要があるかと思っております。

ただ、無電柱化は、私個人的な意見として、なかなかすぐにとというのは、難しいところもありまして、やはり沿道の皆様のご協力や、堺市の道路なのか府の道路なのか、予算面とか、あと、ご負担は電気会社なども持たれるということになろうかと思っておりますので、その辺りで、ご協力いただけるような体制づくりや仕組づくりがないとなかなか進まないというのが無電柱化と思っておりますので、その辺りも、できるところから積極的に、取り組んでいただけたらというふうにも思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

○天野委員

初めて出席させてもらいましたので、全く言うてるのが、正直申し上げて、理解してま

せん。非常に、何というんですかね、素人的な質問をするかも分かりませんので、ご了承いただきたいなと思います。

まず1つは、地域別景観形成方針って、資料にずっと書いてますよね。現状の景観計画を表しているわけですよね。これを改革していくという方針があるんですか。その辺について、全く見えてこないんじゃないかというように思ってます。特に私は今、北区の連合会長も兼務をしております、そういう意味では、この堺区というのは、資料でいう都心・周辺市街地景観というあくまでも今の現状の堺区を中心としたものになっているわけです。でも、現在は違うんです。人口的にも既に北区が一番なんです。そういう現状がこの改定に反映されていないなというような気がいたします。

北区の場合は今まで、副都心をしようということ、中百舌鳥エリアを副都心化するというところで、前市長が計画をしていました。ところが、急遽頓挫をいたしまして、現在はなくなっています。でも、我々北区の住人として、やっぱりこれをもう少し復元してほしいという気持ちを今でも十分持っています。そういう中では、やっぱりこの中百舌鳥エリアをどうするんだという姿を見せてほしいなというふうに私は思っています。そういう意味で、新しい改革をしたときにこうなるんやという姿をこの計画の中にやっぱり表意をいただけたらありがたいなということです。

○下村会長

景観計画の改定でございます。大きな話で言うと、道路の話、教育の話、福祉の話、あとは、人権の話だとか都市計画の話、全部書いてあるものが堺市基本計画でございます。その下に都市計画マスタープランや福祉のマスタープランや、それから緑の基本計画や、この景観計画もありまして、基本計画に準じるような形で、この景観計画もちゃんと見据えていく必要があると。関連計画は、全部、ホームページか何か掲示されて公開されておりますので、それを見れば、おおよそ、ざっとした流れは、それでご理解いただけるかというふうに思います。

その中で、都市計画や緑の基本計画、あと、建築行政や歴史、観光、これらに関連する、1つ横串で刺す重要なものが、この景観計画だと思っております、先ほど事務局より説明がございましたように、関連施策を受けて整理するという話になっています。今、天野委員よりお話しありましたように、やはり、どういった方向性で都市が進んでいくのか、基本計画がどう考えているかと踏まえながら、そこで景観で担えるものが書いてないかどうかというチェックをしていただきたいというふうなご意見につながっていくかと思っておりますので、その辺り、改定に向けて、ちょっと課題整理はしっかりとやっていく必要があるかと思っておりますので、非常に大切な話だと思います。

ただ、先ほど、無電柱化の話も少しさせていただいたように、景観のほうから人口増で都市環境の都市構造をどうするかとか、中百舌鳥副都心を復活するかということころまではな

かなかできなくて、今、いろいろ駅前広場も含めて課題があるというのは、私も重々認識しておるつもりではございますが、これをまちの景観から、ここをこうせい、ああせいというのはなかなか難しく、横の都市計画のマスタープランで中百舌鳥駅前の位置づけを踏まえながら、その景観形成の在り方はどう考えていくのか、この辺りをちゃんと書き切ってくるのか、充実してくるかというのは、現行の地域別計画の中でやはり審議していく必要があるかというふうに思いますので、その辺りの明確な課題整理を、景観計画の改定の中にいかに組み入れていくのか。いや、検討をしたけど、やっぱりそれは、ちょっと今回は早計だということで外されるのか、その辺りの意見が次の会議で出てくると思いますので、しっかりとその課題整理、これをやっていただきたいというふうに思います。

○林委員

今、課題整理をなさるということだったので、今回の景観計画の見直しという作業の位置づけについてお尋ねしたいんですけども、私、何年前に、景観のアドバイザーも少しやっております、そのときにやっぱり直面したのが、例えば堺東駅前などで、要するに景観上はもう少し高さが低いほうがいいのに、都市計画上では、高さ、容積率等の規制がかなり大きいために、これ以上の意見は言えないなというようなところ、つまり、都市計画の制限と景観がめざすものとの間に何となくずれがあるなと思うときが多々ありました。

今回の見直しの場では、あくまで景観計画の中身を変えていくという話になるのか、それとも、先ほど申しましたように、都市計画との齟齬を見据えた上で、今回の見直しではできなくても、都市計画のほうでこういうことはもうちょっとできないかみたいなことを考えていく、発展的に議論していくような方向になることはあるのかというところをお尋ねしたいんですけども。

○都市景観室主幹（花田）

今ちょうど市の中で大きな計画である基本計画や都市計画マスタープランとかも改定されていまして、大きな方向性というのも、ちょっと変わってきているところもあります。

その中で、景観的な話として、こうしたほうがということもあるんだとは思んですけども、基本的には大きな方向性の中で、それに沿って景観の計画もなるべく合わせていくというような感じでは考えています。ただ、大きな方向性の中で、景観をないがしろにするということでもないとは思うので、方向性を見ながら景観とのバランスは必要かなとは思っています。

○林委員

都市計画と景観計画、本当、両輪というか表裏の関係だと思いますので、どちらかだけを先に決めて、こっちを決めたというふうには、本来的にあまり望ましくないのかなと思っていまして、今おっしゃったように、いろいろな側面から都市計画って決まっているところはあると思うんですけども、そちらのほうにも、やはり景観の面から提案していくとか要求

していくような姿勢があってもいいのかなと個人的には思っております。

○建築都市局長（澤中）

林先生がおっしゃられているような、例えば駅前で容積率を上げるという動きは実際あります。全国的に人口減少が、進んでいる中で、人口減少を食い止めているような政令市もございますので、堺市としても、できるだけ人口減少は食い止めていきたいという思いはございます。

もう一つは、どうしても人口減少が進んでいくという中で、駅前にできるだけまちを集約化したいというような思いもございます。都市計画上、例えば容積率を上げることによって高さが高いものをというのは、一方では、市としては望んでいるところもあるんですけども、かといって、景観という意味で、低く抑えてばっかりということになると、大きな流れとはまた変わってくるのがでてくるんですけども、景観上どう配慮していくのかということ、この景観の場の中での議論になるのかなというふうには考えております。例えば、いかに圧迫感を抑えるのかとか、形態であったりとか意匠の問題も出てくるのかなというふうには考えております。

○林委員

やはり都市計画が、まずは大前提にあって、その中でできることだけをこちらでやろうというような思考過程だというご回答というふうに認識してよろしいのですか。

○澤中局長

例えば容積率を200%を300%に上げて、市としては、できるだけ駅周辺に人を集めたいというような思いはあるんですけども、景観上、何をしてもいいのかというと、そうじゃないとは思っています。ただ、じゃあ逆に容積率を200%今あるところを、景観上の話で100%に落とせというような議論ということになってくると、ちょっと市の向いている方向とは変わってくるのかなと考えています。

○下村会長

都市計画のほうでは、今、全国的に進められているのが、主要な駅を中心としたところを、立地適正化計画を作りなさいと。主要な市街地を都市機能誘導区域として指定し、居住を促すような居住誘導区域を作って、人口減少の中で今の予算がそのまま市全域に供給できて、どの地域も平等に都市が進められていくかということを見ると、これから数万人減っていく中で無理なのではないかなというのが国の動きでございます。

その中で、特に急行停車駅周辺というのが中心市街地、昔は中心市街地活性化と言っていたんですけど、今はコンパクトなまちづくりということで、都市機能を誘導して、そこに、いわゆる公共系の、公共公益施設系を集約して、ほかに居住誘導をするような区域を分散しながら交通ネットワークでやっぺいこうというのが、立地適正化という計画で、今進められてきております。

やはりそうなってくると、地域別の人口密度によって、どこに人を集積するか、都市機能を誘導するか、どういう施設を誘導するのか、そういう計画をやっていくわけなんですけど、やはり駅前というのは人気がありますので、先ほどのお話じゃないですけど、やはり人が、集まってくる地域に、都市計画の用途地域図に商業系や近隣商業系を塗ってしまうが、その中に住宅がどんどん建っていくんですね。ですから、これは本当は計画的な都市計画から言うと、少し外れた集合住宅、共同住宅が、都心、駅前に、ぼんと建ってしまう。これは、どの市でもそうなんですけど。

そういう中で、商業系なので、にぎわい性だというふうな位置づけがありますので、遊園地のような色を使われていいのか、そういうわけではないので、それはアドバイザー制度の中で草の根的にもう一件一件に対して、ここは駄目、こういう外観、ファサード、外観のデザインにしてください、色はこうしてください、本当は配置までやりたいんですけど、なかなかそれはできないので、外構の植栽計画や屋外広告物に関してはこうしてくださいと、もう一個一個やっています。その取組が、先ほどご報告があったとおりで。

そのヒット率といいますか、聞いてくれる率というのが、やっぱり七、八割だという報告が、さっきあったとおりで、ちょっと悲しいところもございます。ですけど、開発の許可制限の法規制で言うと、建てたら駄目と言える制度ではないというのが景観の法という理解をしております。やはり景観というのはまだまだ、悲しいんですけど、個人の意見ですが、お願い行政というところもございまして、できたら高さを、例えば公的な場所に近い堺市のとっぺんのところから眺望を確保するような高さにしてね。これはお願い行政でございます。ですけど、容積率の緩和という話もありますし、高度地区の高さ制限をできる場所を決めておくと、そこまでは、許可としてはできる、高く積める、建物を建てられるわけですね。ですから、その辺をフォローアップしていただくということでは、先ほど局長がおっしゃったように、やはりお願いとして建築の意匠を圧迫感がないような、例えば上層階については、空になじむような色彩にしてください、あんまり圧迫感が出るような濃い色や鮮やかなのはやめてください、下のほうは商業エリアですので、にぎわい性を創出するような3階建て部分ぐらいまでは周辺の街並みに合わせてくださいというのを主な意見としてアドバイザー制度なんかでは言わせていただいでいて、結構聞いていただける事業者さんもいらっしゃいます。そういうふうにもう一個一個をやっていかざるを得ない、その中の方向性を決めていくのが景観計画でございます。ですから、どっちかいうと、先ほど林委員のお話で言うと、これはあんまり言っていないものか、都市計画で決めたものを景観のほうでフォローアップするという傾向は今も強いように思います。

ある市で、最初から景観づくりを、ずっとお手伝いさせていただいていて、そのときにお城の天守閣の上から紀泉山脈の山並みを超えないような高さ規制にしましょうと。なかなか視点場をどうするかって悩みましたけど、そうやって無理やり47メートルに高さ制限をし

た記憶もございます。ですから、何かの根拠を基に景観の高さをやっている。和歌山もそうですし、ご存じかもしれませんが、京都市の高さ制限というのもそうしています。日本庭園のところから比叡山系が見えるようなお寺の庭の景観を保全するために高さをこっぴどにしてくださいとか、こういう視点場を決めながら高さ制限をかけている都市もございます。

倉敷の、倉敷川の河畔は、周りに低い建物を建てており、倉敷の河川のところから街並みを見たときに、背景に、によきとマンションが出てくると景観が台なしなので、によきとしないような景観の背景条例を作ってやっているような市もございますので、先ほど無電柱化の話もいただきましたが、何らかの形でそういうふうなフォローアップできる地域を特定しながら高さ制限をかけていくことも可能かと思いますが、それこそ、もう既に既存不適格は多いというのが実情でございます。

ですから、非常に大事なお話で、景観でいろいろ縛りをかけられたらうまいんですけど、やはり大きな市の方向性もございますし、悲しいかなと言っていいのか、今現行としては、景観というのは、それをフォローアップして行って、いかに高さや圧迫感を軽減したり、そういうふうなところを景観でやっているというのが実情かというふうには理解しております。

そしたら、次、ご質問いただきたいと思います。先ほどお話がありましたように、今、見いただいているのは今の計画ですので、これを改定しようということでございます。今の様子から、これからどうやって変えていったらいいかということが課題整理で最後に出てきた内容ですので、こっちの方向で変わっていくようになるかというふうに思います。

ですので、今、見いただいているのは、今までのものなので、これやったら、例えば北区のお話を先ほど頂戴しましたが、人口の流出入やまちの活性化を考えたときに、この地域はちょっと違うんちゃうとかという話をどれだけ盛り込めるかが、今後の課題ではあるんですが、何かお気づきの点があれば、この機会ですので、ご意見を頂戴できればというふうに考えておる次第でございます。

○花田委員

私も実は今回から初めての参加でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私、とても気になっていたことが1点ございまして、それを今、会長をはじめいろいろな方のお話をお聞きして、より一層ちょっと強く感じる事なのでございますが、景観計画の改定というのをこれからやっていきますということなんですが、それと都市計画というものの根底というのが、ご説明をいただいたときに、何となく、ケーキのイメージで、都市計画という土台があって、何か上のデコレーションを景観計画がやっていくというような、イメージだったんです。それだと結局、堺市さんという自治体の魅力を高めようというときに、おいしいケーキが出来ないんじゃないかというのが、ちょっと気になっていたところなのでございます。

例えば、先ほど会長は、何らかの根拠に基づいて高さ制限をしたという事例をご紹介くだ

さったんですね。根拠というのは、要するに市民とか事業者とか関係者の合意があることではないかと。だから、それがあれば、例えば京都ですと、マクドナルドも、どぎつい赤は使っておりませんし、そういう低いところの商業施設でも、そういう配慮をすると悪目立ちするんじゃないなくて、自分たちの町のやり方を受け入れてくれている企業だということで歓迎されるわけですよ。ですから、そこを堺市の中の方たちで、どういうふうに合意していけるのかということがまず1つあるかなと思いましたのと、それから、都市計画があって、その上に景観計画が乗るというだけじゃなくて、景観のほうから、こういうふうな都市計画にしてくださいというような、そういう方向というのも町の魅力づくりにとって必要なんじゃないかと思います。だから、百舌鳥古墳群とか、それから環濠都市地域とか来訪者をもてなす施設というお話があったんですけども、これなんかはまさに経済活動と関係してくるところでございますよね。

ですから、SDGs未来都市・堺で、私、あのときに堺市環境審議会におきまして、最初、環境だけのものだったのが、これでは動かないということをしぐ分かってくださって、全体の話としてくださった結果、すごく早く申請ができて、1回目の未来都市の認定を受けられたという、そういうことにつながっているんですが、これからというのは、景観の部局だけがやっても行き詰まると思うんですよ。だから、もっと広い視野で話を考えていかないと、なかなか難しいんじゃないかなというふうに思いながらお聞きしておりました。

私もまた建築は全く分野が違いますので勉強させていただきたいと思います。ですから、そういう方向で景観計画の改定を考えていただけるといいし、都市計画のほうとか、そういうほうも対応していただけるといいなと思ったのが、まず1点でございます。

それから、もう一つなんです、スケジュールをお聞きしていて、早ければ今年度中にもう一回審議会の開催とのことですが、在り方を示すのをもうちょっと早く示していただかないと、じっくり考える時間がないんじゃないか、あのスケジュールリングで大丈夫ですかというふうに少し感じたので申し上げたいと思います。

スケジュールのことだけ教えていただけますでしょうか。

○都市計画部長（羽間）

もちろん都市景観室だけで全て市の施策を実行するのはなかなか難しいです。

ただ、1つ言えますのは、例えば百舌鳥古墳群の世界遺産登録のときに、その周辺の百舌鳥古墳群周辺地域のところでは、ユネスコに登録するということで、景観室のほうでいろいろ検討をする段階で、都市計画上の景観地区と、それから高度地区というのでもって高さ制限を実際、指定もしていますので、そういう点で、今回の景観計画の見直しの中で、例えば林委員からもお話があったように、高さ制限が云々とかというところの必要性があるところについては、都市計画であったり、ほかのSDGsのそういう関連部署とも連携して、都市計画的な手法なんかも含めて連携して取り組んでいきたいというふうに考えています。

○池田室長

スケジュールについてなんですけれども、まず、この夏頃に業者のほうを選定いたしまして、そこからアンケートを取ったりとか、そこでいろんな資料を整える。もちろん上位計画とかも確認しながら、その関係課とかも、いろいろお話をしながらしていきますので、実際ある程度の資料を作って皆さんにご審議いただくというのは、やっぱりこのスケジュールになってきてしまうと。

実際、この改定については2年かけてやります

○花田委員

今お聞きして、確かにアンケートも取らなきゃいけない、行政も、時間がかかるのは分かるのですけれども、大丈夫でしょうかね。

肝心なところじゃないですか、議論をするというところが。何か今年の時間と来年度やらなきゃいけないことが、私の委員の立場からすると、あまりに濃淡があり過ぎて大丈夫のかなと思ったんですが、来年度の末までという。

○下村会長

いや、実は、ちょっと私もそれ気になっていて、やはりこの審議会がどういうふうな位置づけにあるかということと非常にリンクしてくるように思っておりまして、今、花田委員にお話いただいたように、今日の案件は報告案件なんですね。ですから、ひょっとしたら5分で終わる会だったかもしれないんですけど、いろいろご意見をいただいているという形で、今、すみません、私の判断で進めさせていただいているわけです。

ですから、審議案件でもないし、検討案件でもないしという形で今後出されるのかというのを花田先生は気にされてて、意見が出たときに、1年後にどうやって集約していくかというふうな、いわゆる段取りですよ。この辺りで例えば検討委員会なんかを別途設けられるのかとか、ここに出てきたときは、ほぼほぼ報告案件に近い検討事項であるのか、審議会でするので、諮問を受けて審議したらいいわけですけど、意見が出たときの集約の仕方というところをどの辺考えておられてタイムスケジュールを練っておられるかというところを非常に気にさせていただいて。計画的に進めていくというのは、やはりそういう段取りをどんなふうに考えておられるのか。こういう業者さんが決まって、業者さんと事務局で打ち合わせされて、案が出て、ほぼほぼフィックスして、こんなん出来ましたという次回の委員会で報告があったときに、これ、認められませんと。圧倒的に修正の必要がありますというときに、修正するところは会長マターなのか、それとも、そこからもう一回検討されて、再度、審議会を設けられるのか、その辺りの段取り大丈夫でしょうかというのが、先ほど花田委員のお話にあるんですね。その辺り、今後の進め方について、どんなふうに考えておられるのかというところをもうちょっと補足いただけると、先生にもうちょっとご理解いただけるのではないかなと思います。

○羽間部長

最終的には令和5年度の末に、この景観審議会を開催して諮問させていただいて答申、その間に数回審議会を開いて、方向性だったり素案について、ご意見をいただきたいという意味でスケジュールを提示させていただいたんですけど、花田委員であつたり下村会長から、スケジュールについて、例えば委員のほうでじっくり審議、あるいは検討をするお時間がないうということであれば、もちろん、このスケジュールは、こういうふうに提示させていただきましたけど、スケジュールを遅らすということも1つですし、その間に、下村委員からいただいたように、別な手法で検討部会みたいなのを作ってということもご意見いただきましたので、その辺も含めてまた会長とも相談して、その辺どうしたらいいかというのをまた相談させていただきたいと思います。

○花田委員

会長に本当にお任せいたしますけれども、延ばしてもいいよという形にしないほうがいいというふうには個人的に思います。ここまでということをやったほうがいいかなとは思いません。

○羽間部長

そう言っていただければまたやり方について、ご相談させていただきたいと思います。

○下村会長

何度か、ご審議といたしますか、検討する、ご意見いただける場面は設けているよということでございますので、この水面下じゃないですけど、審議会に出してくるときまでにどうやっていくかというところは、また事務局より、もしお話をさせていただけるのであれば、またご相談をさせていただきたいというふうには思います。

○中嶋副会長

資料2の改定の視点というのを最後にご説明いただきました。私としては、改定されるということは分かったんですけども、改定の規模とか堺市さんとしての覚悟みたいなものが、どれだけこの改定の中に盛り込まれるのかというのが、現段階でちょっと読み取れなかったというのが。これから課題を整理されて、改定の項目というのも決めていかれるのだと思います。

私からは、ほかの市町さんのところでも、景観計画の改定が進められていて、そこでどうことが行われているのかということだけちょっと共有しておきたいなというふうに思っています。

1つは、先生方からありました、施策連携ですね。これはもう、どんどん施策連携を進めるという形での改定というのは一般的に進められて、もちろん都市計画もそうなんですけれども、都市計画だけではなくて、緑の行政であつたりとか、あるいは交通政策であつたりとか、そういうものと連携しながらというのが1つの流れです。

あともう一つは、施策というところから言うと、公共事業についての景観的な側面です。景観計画の中に、今ちらっと拝見したんですけれども、公共事業の景観形成のデザインマニュアルを作るとか、必要に応じて協議を求めるといようなことが記載されているんですが、随分から始めようではないんですが、公共事業に対する景観チェックというのが非常に甘い市町が多いです。それは建物だけではなくて、一般にですが、道路であったり、橋であったり、公共事業ですね。それをもう少し、充実させることによって、行政が示さないと民間に対する説明というのはなかなかつかないであろうということで、この公共事業のチェックの充実というのは2点目に図られているところが多いかなと思っております。

あと、もう一つは、今、堺市さんは大きな7つの景観区に分けられて、それぞれの基準というルールみたいなものを決められているんですけれども、10年やってきた、その成果をもって、もう少し細かい景観の在り方というのを見ていこうと。駅前なら駅前で、歴史的な住宅地なり、あるいは環濠都市の中でありとかですね、そういうもう少し細かいところでどういう景観をつくっていくかという、地先に落とし込んでくるようなものですね。その手法はいろいろあるかと思うんですね。百舌鳥のような、中百舌鳥の古墳群のような形で景観地区として指定するというのもそうですし、あとは、もっと地域で、まちづくりとか、あるいは、まとまった景観の特性があるところなんかは、都市計画の地区計画を使いながら、地区計画と景観計画でできることは違うんですけれども、細かい景観形成を図っていくといようなことを、これが1つで、そこにはやはり市民協働、市民がいかに景観の形成に寄与、参加できるかという、その仕組みも同時に作っていくという。行政がやるだけでは、やはり特に細かい景観というのなかなか作っていけないので、そこをどう充実させていくかということを検討されているという市町が多いです。

あと、もう一つは、最新の動向というところを書きいただいているので、夜間景観とかデジタルサイネージですね、こういうものは、なかなかすぐにこういう基準がいいですよって、どこの大きな市町であったとしてもなかなか難しいところなので、社会実験的にされているところも多くて、例えば夜間景観とかだと、試みにイベント的に市民の方を巻き込んで、ちょっと夜の明かりを作って、それをみんなで検証していくと。そのことによって、市民でこういう夜間の色がいいよねとか、こういう照明の在り方がいいですよというようにをされていくとかですね。デジタルサイネージとか、そういうことは、なかなか社会実験というわけにはいかないんですが、ある地域だけを決めて、例えば駅前の限定的なところでデジタルサイネージ、全てが駄目なわけではなくて、そういうものが必要なエリアもありますので、そういうところで協議会なんかを作りながら、より良いメディアファサードみたいなものを作っていくといようなこと。これは大阪市が梅田の駅前でされていますけれども、景観計画の充実が今そういう方向に向いていますので、全てを堺市さんがする必要もないですし、堺市さんとして、これまでの10年を振り返って、どういう方向がいいのかといこ

とをこれからご検討いただければなど。ただ、関西圏の市町だと大体そういう方向に動いているのかなとか、情報を共有させていっていただければいいというふうに思います。

○沼田委員

ちょっとわかれば教えていただきたいんですけど、最初の資料の説明のときに、景観の事前協議とか景観の届けのときに、会長がおっしゃいました、ヒット率のお話がありました。年度ごとのヒット率というのが出ていたと思いますけども、傾向として、だんだん減ってきているような数字に見えたんですけども、それはなぜなのかというようなところはつかまれているのでしょうかね。景観というのは、規制するだけじゃなしに、共に作り上げていかないといけないというところがあって、一方的な押しつけではうまいこといかない。市民に景観の大事さが浸透していつている、事業者に浸透していった結果、理解が深まっていつているというふうに、このデータから見えるのかどうかというところを、ちょっとデータを見て、私もどういふふうにそれを解釈すればいいかなと思ったんですけども、もしその辺のところを分析されているようであれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○下村会長

さっき、中嶋委員のほうからお話があった、市民参画型の景観まちづくり的な話ですけど、何か積極的に地元の方に働きかけているところがないか、聞いていただいていますかね。お答えいただきたいと思います。

あとは、先ほどお話があったように、他市でやられているという、サイネージの話もそうですし、ご存じのとおり、私も大分手伝ってきたんですけど、大阪市では路線ごとに、最初は美観地区から始まって、今は道路ごとに景観形成の誘導指針を出しています。堺市は世界遺産登録でやっていますが、シンボルロードである大小路の周り、本当にどうするのかとか。大きな方向性は書いてあるんですけど、この景観計画の中で、地域別プラス、主要街路とか景観誘導するような道路を決めておくと、出てくる業者さんに、ここはこういうふうな都市的整備をしている地域なんですよ、だから、歴史的なまちなみの色よりは、都市的、大都市的な商業系のイメージにしてくださいという指導ができるんですね。

これ、実際に和歌山市ではそうさせてもらいました。和歌山市の駅前の横にある大きな道路の沿道の建築計画で、建物をお城の色に合わせるいうて、かなり緑の色を使ったりとか、紀州の石の色を使ったりとか。だけど、ここは都市的な位置づけにあるので、もうちょっと無彩色の色を使ってねという話で誘導を聞いてもらいました。その根拠になったのは、路線ごとの計画の文章2行です。

ですので、今は、地域別もしくは重点地域別にやっていますが、他市に倣いながらということではないんですけど、参考にしながら、いろいろ取り組んでいく手だてがあるんじゃないですかということの示唆にもつながっていくかなと思います。

3点目が、先ほどお話があった、具体的にどれぐらいヒットしているのかというふうなヒ

ット率のご質問と同時に、それがどれぐらい市民に浸透しているんですかというふうなところのお考えがあれば教えていただきたい。

○池田室長

地域の方々というところで、協働してやっているというところでは、堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会と一緒に、環濠地域で取り組んでおります。方向性というところで一緒に協議しながら進めているところではあります。

先ほどの景観地区の認定のところで、令和元年、令和2年度はちょっと数字が高かったのに、令和3年度は低いことになっている。これについては同じような形でやっていただけるように指導はさせていただいているんですけれども、なかなか受け入れてもらえなかった方が多かったというところで、この数字になっております。

○下村会長

ここから出てくる課題と同時に、他市でやっておられるような景観行政に対しての何かフォローアップできるように、しっかり考えていただきたいというようなご意見があったので、それに私が追加して、例えば道路ごとの景観誘導を地域別と重点とといった面に入れるだけじゃなくて、道路沿線別、河川沿線別とか、パーツ別で、地域ごとと同時に景観の規制誘導をしっかり書いていくべきじゃないかなというようなご意見で、大小路の話を見せていただいたんですけど、やはりいわゆるLRTが来なくなって、大小路という位置づけがやっぱり変わってきているわけですね。ですから、その辺りも含めて、どういうふうなまちにしていこうかというところで、景観でどれができるかというところも、検討していく必要があるんじゃないかなというのは個人的に思ったりしますので、その辺りの可能性についていかがでしょうということです。

○池田室長

関係部署と、協議をしまして、どこまで書き込めるかというところは、今は分からないですけれども、意見をいただいているものも踏まえて、次の景観計画の改定を進めていきたいと思えます。

○澤中局長

審議会の委員の皆様からの個別の路線、例えば大小路とか、先ほどからも話が出てますけれども、もっとコンパクトな、ある一定の地域で、こういうふうなことを考えたかどうかとか、分かりやすく言うと、風致みたいな話も出てくるのかなと思うんですけども、そういうふうなご意見は、我々としては頂きたいというのがございます。せつかく、こういう形で専門家の委員の皆様が集まっていたらいいので。

ただ、先ほど室長言いましたように、それを、じゃあ堺市の計画としてどこまで反映できるのかというのは、中で検討をさせていただきたいというふうにご検討しておりますので、意見としてはどんどん上げていただきたいなというふうには思っています。

○下村会長

いろいろご指導をさせていただいたりとか、個別の事業者さんにですね、アドバイザー制度なんかでやらせていただいて、事務局と今ちょっとやり出しているのが、やはりどれぐらい聞いていただいているかというふうなところをちゃんとPDCA回せるように事後評価のようなチェックしていくべきだということで、何回かだけなんですけど、事務局と完成品を見に行こうということで行かせていただいたことはあります。どこまで積極的に、時間のない中でできるかどうかは分からないんですが、そういうふうな課題を整理して、次のPDCA回せるような、進捗管理は取組数でいけるんですけど、具体的には、その質を、もしくは方法をさらに明確にしたいなというのは個人的に思っています。本当に端緒についたばかりなんですけど、そうやって、この中で、効果計測であるとか、さらにどうしたらもうちょっと事業者に言うことを聞いていただけるのか、件数が増えていくのかとか、その辺りを積極的に取り組んでまいりたいなというふうに個人的には思っています。そういうように、いかに、やったことを管理しながら、次の展開をさらに良く、市民の方や、事業者の方、代表される方々にとって、やっぱり堺というのはいいなというふうに思っていたきたいので、積極的に、進捗管理の方向性も検討しながら進めていきたいなと思っております。事務局のご理解が必要になってくるかと思いますが。

○天野委員

今、ご質問が出たところですね、やっぱり基本は地域の意見をどう反映していくかというところにあると思います。今、聞いていると、ほとんどそういう意見を聞いてない。

現実、皆さん方は分からないと思うんですけども、各区、今現在7区あるんですけども、7区の中に全て、まちづくり協議会を作っています。ここのコンタクトなんて全くないです。したがって、地域を無視した、こういう計画です。やっぱりそれでは、うまいこといきません。

要は市民が母体にならんと駄目なんです。市民をそっち置いて、行政と仮に我々がこういう議論をしても、僕は意味はないと思ってます。まず、市民の意見を聞く。ここから始めてくださいよ。要望です。ぜひともお願いします。

○下村会長

どこでも言われている、市民参画をどうするか、これは非常に大事な話で、そのために委員に出てきていただいています、地元の意見がどうなのかというのを取りまとめたいただくことも必要になってくるかと思いますが。

今の意見を聞いていると、7区の区域別集計して、地域特性で評価をする、これが大前提で意見を聞く一環かというふうに思いますし、今、自治会のお話がありましたように、ちゃんと意見を聞く、アンケートを集約するというのを自治会の年1回の総会のときにばらまいていただいて、回答数を上げるとか、そういうふうなご協力も多分いただけると思うので、

具体的に本当にどう動いていくかというところが市民の意見を聞く場では必要になってくるかというふうに思います。

だから、アンケートのみならず、最終的には地域に行って、パブコメのときに地元説明会も、どれぐらいの場面でされるかは分からないですけど、そのときには、ちゃんと自治会長さんが声をかけて、積極的に参画いただいて、ご意見をいただけるような場も設けていますので、そういうところには、もちろん来ていただけるようにお声かけいただけると、今のお話だったらありますので、ぜひそうやって、いつも数人しか来られない地元説明会のときには、多くの方で会場が満杯、密になるとちょっとまずいかもかもしれませんが、多くの方がしっかり来られるようなことを連合会長さんからお声かけいただいて、やっていただけるように逆にご協力いただきたいというふうに思います。

これは、区の行政をつかさどる会など、町の動きも、いろんな情報を周知する場面としては、ひょっとしたらいいのかもしれませんが。大きな市になってくると、市民の意見の聞く手法が非常にちょっと厄介になって難しいなというのは事実ございますので、ぜひ地元代表として来ていただいているので、積極的にご協力いただいて、情報の周知並びに意見聴取なんかも、お手伝い、お声がけいただいて、自治会ごとに集められたらよいというような気はいたします。

○池田室長

今回、改定にあたって、景観施策等に対する市民の意見という形で、アンケートで把握しようと試みるんですけども、市民全員にお渡しするということはできませんのでランダムになるんですけども、それプラス、まちづくり協議会という形で、7つの区でやられているというのがありますので、ご協力いただけるのであればもう、こちらは喜んでアンケートを取らせていただいて、多くの意見を景観計画に盛り込んでいきたいなと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。

○下村会長

市民の意見を聞けというような強いお言葉ですので、しっかりご協力いただけるかと思えますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○花田委員

では、資料の作り方なんですけど、例えば今日のスケジュールのところは私のところにはいただけてないんですね。あと、業者をどういう形で、選定するのか、選定するときはこういう方針で業者さんを決めようと思っておりますというような資料をこの機会に、出していただければ会議の回数も少なく構わないと思うんですけど、今日のを拝見していて少し不安になりました。もう少し資料を、ご準備いただけたらありがたいと思いました。

○下村会長

今日の資料で、私もちょっとメモしたのが、パワポの資料を配ってくださいねぐらいは、

皆、思っていると思うんですね。後で見返そうと思ったときに、見れないので。ですから、少なくとも、今の先生のお話もありましたけど、資料を、あんまり分厚くする必要は全然ないんですけど、少なくとも、これはプリントアウトしていただいたのが欲しいかなというふうに思います。会議の中で参考資料としてどの資料提示をするべきか、報告案件プラス、そのバックデータをどこまで示すのか、この辺りも事務局より、ご相談いただけるのであれば、私のほうで事前に処理させていただける時間的余裕もありますので、そういうことも一緒にやらせていただけたらというふうには思います。

○池田室長

資料のほうは、会長もおっしゃるとおり、手元にないというのはちょっと困ると思いますので、早期にまた送付させていただくことにします。

この改定のための委託の仕様書については、おおむね、出来上がっているところではあるんですけども、今日のお話とかも見ながらで最終修正するところもありますので、よろしく願いいたします。

○下村会長

何方式でやるのか、何か手法等、どういう要件でぐらいで、もう簡単に結構かと思います。事務局のご意見と、委員の皆様のご意見が反映できるような形で、2年間ですかね、進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、本日の意見は大体皆様から頂戴できたかというふうに思います。

それでは、今日は、この報告案件1件でございますので、これで本会議につきましては終了させていただきたいと思います。

皆様、どうもご協力、ご意見をいただきましてありがとうございました。

それでは、議事進行を事務局に戻します。

○事務局

本日、貴重な多くのご意見、誠にありがとうございました。いただいた意見を受けまして、またこれから事務局としても考えていきたいと思いますので、よろしく願いします。

それでは、これで令和4年度第1回堺市景観審議会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

(以上)
